

平成 31 年 4 月 19 日

財形教育融資返済中の皆さまへ

平成 31 年 4 月の返済金について、返済日（平成 31 年 4 月 26 日）に口座の残高不足により引き落とされない場合、返済金の引落日は 10 連休明けの 5 月 7 日以降となり、返済日までの期間の延滞損害金が発生します。

つきましては、返済金引落口座の残高にお気を付けいただきたく存じます。

独立行政法人勤労者退職金機構

勤労者財産形成部回収課